# 横須賀市建築基準条例 新旧対照表

令和5年(2023年)4月1日 横須賀市都市部建築指導課

(災害危険区域の指定)

第3条 法第39条第1項の規定により指定する災害危険区域は、神奈川県知事が本市の区域内において急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定した急傾斜地崩壊危険区域とする。

旧

(災害危険区域内の建築物の構造)

第4条 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合は、当該建築物の基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とし、かつ、当該居室は、崖(勾配が30度を超える傾斜地をいう。次条において同じ。)に直接面していないものでなければならない。ただし、崖崩れによる被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。

(災害危険区域の指定)

第3条 法第39条第1項の規定により指定する災害危険区域は、<u>次に掲げる区域(土砂災害警戒区域等における土砂</u> 災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第4条第1項の 規定により基礎調査が行われた区域であって、市長が告示したものを除く。) とする。

新

- (1) 神奈川県知事が本市の区域内に おいて急傾斜地の崩壊による災害 の防止に関する法律(昭和44年法律 第57号)第3条第1項の規定により指 定した急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 前号に掲げる区域のほか、市長が指定して告示した区域

(災害危険区域内の建築物の構造)

第4条 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合は、当該建築物の基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とし、かつ、当該居室は、崖(勾配が30度を超える傾斜地をいう。次条において同じ。)に直接面していないものでなければならない。ただし、当該建築物が、令第80条の3の規定に適合する建築物又は崖崩れによる被害を受けるおそれのない建築物である場合においては、この限りでない。

新

旧

(崖の擁壁)

第5条 高さ3メートルを超える崖の下端 (崖の下にあっては、崖の上端)からの水 平距離が崖の高さの2倍以内の位置に建 築物を建築し、又は建築物の敷地を造成 する場合は、崖の形状若しくは土質又は 建築物の位置、規模若しくは構造に応じ て、安全な擁壁を設けなければならな い。ただし、次のいずれかに該当する場 合は、この限りでない。

(1)~(3) 略

2 前項の規定による崖の上の建築物の 敷地は、崖への流水又は浸水を防止す るため、崖の上部に沿って排水設備を 設ける等適当な措置を講じなければ ならない。

(大規模な建築物の敷地と<mark>道路</mark>との関係)

第7条 建築物の延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超えるものの敷地は、幅員6メートル以上の道路に接し、かつ、その道路に接する部分の長さは、道路に6メートル以上としなければ

(崖の擁壁)

第5条 高さ3メートルを超える崖の下端 (崖の下にあっては、崖の上端)からの水 平距離が崖の高さの2倍以内の位置に建 築物を建築し、又は<u>敷地</u>を造成する場合 は、崖の形状若しくは土質又は建築物の 位置、規模若しくは構造に応じて、安全 な擁壁を設けなければならない。ただ し、次の各号のいずれかに該当する場合 は、この限りでない。

(1)~(3) 略

(4) 崖の下に建築物を建築する場合 においては、令第80条の3の規定に 適合する建築物を建築するとき。

2 前項本文の規定による崖の上の建築物の敷地は、崖への流水又は浸水を防止するため、崖の上部に沿って排水設備を設ける等適当な措置を講じなければならない。

(大規模な建築物の敷地と<u>道路等</u>との関係)

第7条 建築物の延べ面積(同一敷地内に 2以上の建築物がある場合は、その延べ面 積の合計)が 1,000 平方メートルを超える ものの敷地は、幅員6メートル以上の<u>道路</u> 等(道路又は当該建築物に係る法第43条 第2項第2号に規定する許可における広い

ならない。ただし、次に掲げるいずれかに 該当する場合は、この限りでない。

旧

- (1) 幅員4メートル以上の道路に敷地の外周の長さの7分の1以上が接し、かつ、接する部分に沿って空地を設け、その空地と当該道路との幅員の合計が6メートル以上となるとき。
- (2) 2以上の幅員4メートル以上の道路 (その和は、9.4メートル以上とする。)に敷地の外周の長さの3分の1以上が接するとき。
- (3) 市長がその敷地の周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可したとき。

# (長屋の出口)

- 第8条 長屋の各戸の主要な出口は、道路 に面して設けなければならない。ただ し、次の各号に該当する場合は、この限 りでない。
  - (1) 主要な出口から道路又は公園、 広場その他の空地(以下「道路等」 という。)に通ずる敷地内通路の幅 員が3メートル(2以下の住戸の専用 の通路の部分については、1.5メー

<u>空地等をいう。以下同じ。)</u>に接し、かつ、 その<u>道路等</u>に接する部分の長さは、6 メートル以上としなければならない。ただし、 次に掲げるいずれかに該当する場合は、こ の限りでない。

新

- (1) 幅員4メートル以上の<u>道路等</u>に 敷地の外周の長さの7分の1以上が 接し、かつ、接する部分に沿って空 地を設け、その空地と当該<u>道路等</u>と の幅員の合計が6メートル以上とな るとき。
- (2) 2以上の幅員4メートル以上の<u>道</u> <u>路等</u>(その和は、9.4メートル以上と する。)に敷地の外周の長さの3分の 1以上が接するとき。
- (3) 市長がその敷地の周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可したとき。

# (長屋の出口)

- 第8条 長屋の各戸の主要な出口は、道路 に面して設けなければならない。ただ し、次の各号に該当する場合は、この限 りでない。
  - (1) 主要な出口から<u>道路等又は公園等(公園、広場その他の空地をいう。</u> <u>以下同じ。)</u>に通ずる敷地内通路の幅員が3メートル(2以下の住戸の専用の通路の部分については、1.5メ

トル)以上であるとき。

(2) 住戸の数が6以下のもの又は耐 火建築物若しくは準耐火建築物

#### 2 略

(建築物の敷地と道路との関係)

第11条 学校、体育館、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。以下同じ。)、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その床面積の合計をいう。)が100平方メートルを超えるものの敷地は、次の表の床面積の合計の区分に応じて同表の右欄に掲げる長さ以上道路に接しなければならない。ただし、市長がその敷地の周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

床面積の合計	敷地が道路に
	接する長さ
100平方メートルを超え	3メートル
200平方メートル以下のも	
Ø	
200平方メートルを超え	4メートル
500平方メートル以下のも	
$\mathcal{O}$	

新

- ートル)以上であるとき。
- (2) 住戸の数が6以下のもの又は耐 火建築物若しくは準耐火建築物

#### 2 略

(建築物の敷地と道路等との関係)

第11条 学校、体育館、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。以下同じ。)、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その床面積の合計をいう。)が100平方メートルを超えるものの敷地は、次の表の床面積の合計の区分に応じて同表の右欄に掲げる長さ以上道路等に接しなければならない。ただし、市長がその敷地の周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

床面積の合計	敷 地 が <mark>道 路 等</mark>
	に接する長さ
100平方メートルを超え	3メートル
200平方メートル以下の	
もの	
200平方メートルを超え	4メートル
500平方メートル以下の	
もの	

500平方メートルを超え5メートル 1,000平方メートル以下の もの

(出口及び敷地内の通路)

第12条 学校、体育館、病院、診療所、物品販売業を営む店舗、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものは、その用途に供する部分から避難上有効な屋外への出口を2以上設けなければならない。

(1) • (2) 略

# 2•3 略

- 4 第1項の用途に供する建築物の敷地 内には、同項の規定による屋外への出 口から道路等に通ずる幅員が1.5メー トル以上の通路を設けなければなら ない。
- 5 前項の場合において、2以上の出口が 共用するときは、幅員を3メートル以 上としなければならない。ただし、建 築物の周囲(道路に接する部分を除 く。)に幅員が1メートル以上の避難上 有効な空地を設けた場合には、その幅 員を2メートル以上とすることができ る。

6 略

新

500平方メートルを超え5メートル 1,000平方メートル以下 のもの

(出口及び敷地内の通路)

第12条 学校、体育館、病院、診療所、物品販売業を営む店舗、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものは、その用途に供する部分から避難上有効な屋外への出口を2以上設けなければならない。

(1) • (2) 略

## 2 • 3 略

- 4 第1項の用途に供する建築物の敷地 内には、同項の規定による屋外への出 口から<u>道路等又は公園等</u>に通ずる幅 員が1.5メートル以上の通路を設けな ければならない。
- 5 前項の場合において、2以上の出口が 共用するときは、幅員を3メートル以 上としなければならない。ただし、建 築物の周囲(道路等又は公園等に接す る部分を除く。)に幅員が1メートル以 上の避難上有効な空地を設けた場合 には、その幅員を2メートル以上とす ることができる。

6 略

旧新

#### (敷地と道路との関係)

第28条 百貨店若しくは物品販売業を営む店舗(以下この節において「百貨店等」という。)又はマーケットの用途に供する建築物の敷地は、次の表の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その床面積の合計をいう。以下この節において同じ。)の区分に応じて当該敷地の外周の長さの7分の1以上が同表の右欄に掲げる道路に接しなければならない。

百貨店等又はマーケッ<mark>道路</mark>の幅員トの用途に供する部分の床面積の合計
1,000平方メートルを6メートル以上超え2,000平方メートル以下のもの
2,000平方メートルを8メートル以上超え3,000平方メートル以下のもの
3,000平方メートルを11メートル以上超えるもの

2 前項の建築物の敷地の外周の長さの 3分の1以上が2以上の<mark>道路</mark>に接し、かつ、その建築物の客用の出口がそれぞれの道路に面している場合の当該道路の幅員は、前項の規定にかかわらず、次の表の床面積の合計の区分に応

# (敷地と<u>道路等</u>との関係)

第28条 百貨店若しくは物品販売業を営む店舗(以下この節において「百貨店等」という。)又はマーケットの用途に供する建築物の敷地は、次の表の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その床面積の合計をいう。以下この節において同じ。)の区分に応じて当該敷地の外周の長さの7分の1以上が同表の右欄に掲げる道路等に接しなければならない。

百貨店等又はマーケ<mark>道路等</mark>の幅員ットの用途に供する部分の床面積の合計
1,000平方メートルを6メートル以上超え2,000平方メートル以下のもの
2,000平方メートルを8メートル以上超え3,000平方メートル以下のもの
3,000平方メートルを11メートル以上超えるもの

2 前項の建築物の敷地の外周の長さの 3分の1以上が2以上の<u>道路等</u>に接し、 かつ、その建築物の客用の出口がそれ ぞれの<u>道路等</u>に面している場合の当 該<u>道路等</u>の幅員は、前項の規定にかか わらず、次の表の床面積の合計の区分 によることができる。

じて同表の右欄に掲げる<mark>道路</mark>の幅員

百貨店等又はマーケ道路の幅員ットの用途に供する1の道路 他の道路部分の床面積の合計 1,000平方メートル5.4メー4メートを超え2,000平方メトル以上ル以上ートル以下のもの 2,000平方メートル6メートル以下のもの 3,000平方メートル8メート6メートを超えるもの ル以上 ル以上

## 3 略

## (前面空地等)

第29条 百貨店等の用途に供する建築物で、延べ面積が1,000平方メートルを超えるものの客用の屋外への出口は、道路の境界線との間に奥行き2メートル(延べ面積が3,000平方メートルを超えるものにあっては、3メートル)以上の空地又は空間を前面に設けなければならない。

# (附属住宅)

第31条 耐火建築物又は準耐火建築物以 外のマーケットの用途に供する建築物 に住戸を設ける場合は、次に掲げるとこ ろによらなければならない。 新

に応じて同表の右欄に掲げる<u>道路等</u> の幅員によることができる。

百貨店等又はマーケ<br/>道路等の幅員<br/>ットの用途に供する<br/>1 の 道路<br/>部分の床面積の合計<br/>等等1,000平方メートル<br/>を超え2,000平方メトル以上<br/>ートル以下のもの等2,000平方メトル以上<br/>と超え3,000平方メル以上<br/>ートル以下のものトル以上<br/>トル以上<br/>トル以上<br/>トル以上<br/>ートル以下のもの3,000平方メートル<br/>を超えるもの8メート6メート<br/>ル以上<br/>ル以上

#### 3 略

## (前面空地等)

第29条 百貨店等の用途に供する建築物で、延べ面積が1,000平方メートルを超えるものの客用の屋外への出口は、道路等又は公園等の境界線との間に奥行き2メートル(延べ面積が3,000平方メートルを超えるものにあっては、3メートル)以上の空地又は空間を前面に設けなければならない。

#### (附属住宅)

第31条 耐火建築物又は準耐火建築物以 外のマーケットの用途に供する建築物 に住戸を設ける場合は、次に掲げるとこ ろによらなければならない。

(1)  $\sim$  (3) 略

(4) 前号の出口から<mark>道路等</mark>に通ずる 幅員が1.5メートル(階数が3以下で 延べ面積が200平方メートル未満の 建築物の出口から<mark>道路等</mark>に通ずる 幅員にあっては、0.9メートル)以上 の敷地内通路を設けること。

旧

2 第18条、第22条及び第23条の規定は、 前項の住戸について準用する。

(敷地と道路との関係)

第32条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、 公会堂又は集会場の用途に供する建築 物(以下この節において「興行場等」と いう。)の敷地は、次の表の客席の床面 積の合計の区分に応じて同表の右欄に 掲げる道路に敷地の外周の長さの7分の 1以上が接しなければならない。

客席の床面積の合計	道路の幅員
100平方メートルを超	4メートル以上
え200平方メートル以	
下のもの	
200平方メートルを超	5.4メートル以上
え300平方メートル以	
下のもの	
300平方メートルを超	8メートル以上
え600平方メートル以	
下のもの	

(1)~(3) 略

(4) 前号の出口から<u>道路等又は公園</u> <u>等</u>に通ずる幅員が1.5メートル(階 数が3以下で延べ面積が200平方メ ートル未満の建築物の出口から<u>道</u> <u>路等又は公園等</u>に通ずる幅員にあ っては、0.9メートル)以上の敷地内 通路を設けること。

新

2 第18条、第22条及び第23条の規定は、 前項の住戸について準用する。

(敷地と道路等との関係)

第32条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、 公会堂又は集会場の用途に供する建築 物(以下この節において「興行場等」と いう。)の敷地は、次の表の客席の床面 積の合計の区分に応じて同表の右欄に 掲げる<u>道路等</u>に敷地の外周の長さの7分 の1以上が接しなければならない。

客席の床面積の合計	道路等の幅員
100平方メートルを	4メートル以上
超え200平方メート	
ル以下のもの	
200平方メートルを	5.4メートル以上
超え300平方メート	
ル以下のもの	
300平方メートルを	8メートル以上
超え600平方メート	
ル以下のもの	

600平方メートルを超||1メートル以上 えるもの

2 前項の建築物の敷地の外周の長さの 3分の1以上が2以上の道路に接し、か つ、その建築物の客用の出口がそれぞ れの道路に面している場合において は、当該道路の幅員は、前項の規定に かかわらず、次の表の客席の床面積の 合計の区分に応じて同表の右欄に掲 げる道路の幅員によることができる。

客席の床面積の	道路の幅員	
合計	1の道路	他の道路
100平方メートル	4メートル	4メートル
を超え200平方メ	以上	以上
ートル以下のも		
Ø)		
200平方メートル	5.4メート	4メートル
を超え300平方メ	ル以上	以上
ートル以下のも		
Ø		
300平方メートル	6メートル	4メートル
を超え600平方メ	以上	以上
ートル以下のも		
0		
600平方メートル	8メートル	6メートル
を超えるもの	以上	以上

(前面空地等)

600平方メートルを11メートル以上 超えるもの

2 前項の建築物の敷地の外周の長さの 3分の1以上が2以上の道路等に接し、 かつ、その建築物の客用の出口がそれ ぞれの<u>道路等</u>に面している場合にお いては、当該道路等の幅員は、前項の 規定にかかわらず、次の表の客席の床 面積の合計の区分に応じて同表の右 欄に掲げる<u>道路等</u>の幅員によること ができる。

客席の床面積の	道路等の幅	員
合計	1の <u>道路等</u>	他の <u>道路等</u>
100平方メート	4メートル	4メートル以
ルを超え200平	以上	上
方メートル以下		
のもの		
200平方メート	5.4メート	4メートル以
ルを超え300平	ル以上	上
方メートル以下		
のもの		
300平方メート	6メートル	4メートル以
ルを超え600平	以上	上
方メートル以下		
のもの		
600平方メート	8メートル	6メートル以
ルを超えるもの	以上	上

(前面空地等)

第33条 興行場等は、客用の主要な屋外への出口と道路の境界線との間に、次の表の客席の床面積の合計の区分に応じて同表の中欄及び右欄に掲げる間口及び奥行き(道路の境界線からの距離をいう。)以上の前面空地を設けなければならない。

旧

第33条 興行場等は、客用の主要な屋外への出口と道路等又は公園等の境界線との間に、次の表の客席の床面積の合計の区分に応じて同表の中欄及び右欄に掲げる間口及び奥行き(道路等又は公園等の境界線からの距離をいう。)以上の前面空地を設けなければならない。

新

りない	0					囲立	: 11	で政
客席の	出口が	道路に	出口が覚	道路に面	客	席	の	出口
床面積	面して	いる場	していな	い場合	床	面	積	又 は
の合計	合				0)	合計	+	面し
								合
	間口	奥行き	間口	奥行き				間口
200平方	次条第	2メート	5メート	道路か	20	)0 平	方	次条
メート	1項に	ル以上	ル以上	ら最も	メ	_	۲	1項
ルを超	規定す			離れた	ル	を	超	規定
え300平	る屋外			客用の	え	300	平	る屋
方メー	への出			屋外へ	方	・メ	_	への
トル以	口の幅			の主要	1	ル	以	日の
下のも	の合計			な出口	下	· 0	ŧ	の合
の	以上			の端ま	0)	)		以上
300平方		3メート	6メート	での長	30	00平	方	
メート		ル以上	ル以上	さ以上	メ	_	<u>۲</u>	
ルを超					ル	を	超	
え600平					え	600	平	
方メー					方	・メ	_	
トル以					1	ル	以	
下のも					下	0	ŧ	
の					0)	)		
600平方		4メート	8メート		60	)0 平	方	

客席の	出口が	道路等	出口が直	<u> </u>
床面積	又は公	<u>園 等</u> に	は公園等	<u>等</u> に面し
の合計	面して	いる場	ていない	場合
	合			
	間口	奥行き	間口	奥行き
200平方	次条第	2メート	5メート	道路等
メート	1項に	ル以上	ル以上	又は公
ルを超	規定す			園 等 か
え300平	る屋外			ら最も
方メー	への出			離れた
トル以	口の幅			客用の
下のも	の合計			屋外へ
0)	以上			の主要
300平方		3メート	6メート	な出口
メート		ル以上	ル以上	の端ま
ルを超				での長
え600平				さ以上
方メー				
トル以				
下のも				
Ø				
600平方		4メート	8メート	

		旧		
メート		ル以上	ル以上	
ルを超	1			
えるも	,			
の				

2 略

3 興行場等の客用の出口で道路に面して設けるものは、道路の境界線との間に要行き1メートル以上の空地又は空間を前面に設けなければならない。

4 略

#### (敷地内通路)

第36条 興行場等の客用の屋外への出口 が道路等又は第33条第1項に規定する前 面空地に直接面しない場合は、その出口 からこれらに通ずる敷地内通路を設け なければならない。

2•3 略

#### (敷地と道路との関係)

第47条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの(以下この節において「車庫等」という。)の敷地は、幅員6メートル以上の道路に接し、かつ、その接する部分のみに自動車用の出入口を設けなければならない。ただし、建築物に附属する自動車車庫が次の各号のいず

	利		
メート	ル以上	ル以上	
ルを超			
えるも			
0			

2 略

3 興行場等の客用の出口で<u>道路等又は</u>
<u>公園等</u>に面して設けるものは、<u>道路等</u>
<u>又は公園等</u>の境界線との間に奥行き1
メートル以上の空地又は空間を前面
に設けなければならない。

4 略

#### (敷地内通路)

第36条 興行場等の客用の屋外への出口が道路等若しくは公園等又は第33条第1項に規定する前面空地に直接面しない場合は、その出口からこれらに通ずる敷地内通路を設けなければならない。

2 • 3 略

# (敷地と<u>道路等</u>との関係)

第47条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの(以下この節において「車庫等」という。)の敷地は、幅員6メートル以上の道路等に接し、かつ、その接する部分のみに自動車用の出入口を設けなければならない。ただし、建築物に附属する自動車車庫が次の各号のい

れかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 自動車車庫の用途に供する部分 の床面積の合計が150平方メートル 以下で、その敷地の自動車用の出入 口が幅員4メートル以上の道路 (法 第42条第2項の規定により指定され た道で、同項の規定により道路境界 線とみなされている線と当該道と の間にある当該敷地の部分が道路 として築造されていないものを除 く。)に接しているとき。
- (2) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超え600平方メートル以下で、その敷地の自動車用の出入口が幅員4メートル以上の道路に接し、かつ、敷地のうち当該道路に接する部分に沿って道路状に空地を設け、当該道路の反対側の境界線からの水平距離が6メートル以上となるとき。
- 2 建築物に附属する自動車車庫が2以上ある敷地が2以上の道路に接し、その敷地の自動車用の出入口がそれぞれ別の道路に設けられる場合は、それぞれ別の道路に設けられた当該自動車用の出入口を利用する自動車車庫の床面積の合計ごとに、それぞれ別の

ずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 自動車車庫の用途に供する部分 の床面積の合計が150平方メートル 以下で、その敷地の自動車用の出入 口が幅員4メートル以上の道路等 (法第42条第2項の規定により指定 された道で、同項の規定により道路 境界線とみなされている線と当該 道との間にある当該敷地の部分が 道路として築造されていないもの を除く。)に接しているとき。
- (2) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超え600平方メートル以下で、その敷地の自動車用の出入口が幅員4メートル以上の道路等に接し、かつ、敷地のうち当該道路等に接する部分に沿って道路状に空地を設け、当該道路等の反対側の境界線からの水平距離が6メートル以上となるとき。
- 2 建築物に附属する自動車車庫が2以上の<u>道路等</u>に接し、 上ある敷地が2以上の<u>道路等</u>に接し、 その敷地の自動車用の出入口がそれ ぞれ別の<u>道路等</u>に設けられる場合は、 それぞれ別の<u>道路等</u>に設けられた当 該自動車用の出入口を利用する自動 車車庫の床面積の合計ごとに、それぞ

敷地とみなして、前項ただし書の規定 を適用することができる。

(自動車用の出入口)

- 第47条の2 車庫等の敷地の自動車用の出 入口は、次に掲げる<mark>道路</mark>に接する部分に 設けてはならない。
  - (1) 幅員6メートル以上の道路 (前条第1項第2号の規定に該当する敷地の自動車用の出入口にあっては、当該空地を道路の部分とみなす。)の交差点又は曲がり角(内角が120度を超えるものを除く。)から5メートル以内の道路
  - (2) 踏切から10メートル以内の道路
  - (3) 縦断勾配が100分の12を超える 道路
  - 2 車庫等の自動車用の出入口は、次に 掲げるところによらなければならない。
    - (1) 道路境界線(前条第1項第2号に 規定する空地を設けた場合におい ては、当該空地の敷地側の境界線。 次号において同じ。)から奥行き1メ ートル以上の空地又は空間を設け ること。
    - (2) 車庫等の用途に供する部分の床 面積の合計が150平方メートルを超

新

れ別の敷地とみなして、前項ただし書 の規定を適用することができる。

## (自動車用の出入口)

- 第47条の2 車庫等の敷地の自動車用の出 入口は、次に掲げる<u>道路等</u>に接する部分 に設けてはならない。
  - (1) 幅員6メートル以上の<u>道路等</u>(前 条第1項第2号の規定に該当する敷 地の自動車用の出入口にあっては、 当該空地を<u>道路等</u>の部分とみな す。)の交差点又は曲がり角(内角が 120度を超えるものを除く。)から5 メートル以内の道路等
  - (2) 踏切から10メートル以内の<u>道路</u>等
  - (3) 縦断勾配が100分の12を超える道路等
  - 2 車庫等の自動車用の出入口は、次に 掲げるところによらなければならない。
    - (1) 道路等の境界線(前条第1項第2 号に規定する空地を設けた場合に おいては、当該空地の敷地側の境界 線。次号において同じ。)から奥行き 1メートル以上の空地又は空間を設 けること。
    - (2) 車庫等の用途に供する部分の床 面積の合計が150平方メートルを超

える場合は、道路境界線から2メートル後退した自動車用の通路の中心線において、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内において前面道路の通行の見通しができる空地又は空間を有すること。

3 略

(特殊建築物に設ける昇降機の機械室等)

第51条の2 エレベーターの機械室には、

維持管理上有効な位置に照明設備を設け、非常用エレベーターの機械室とその他のエレベーターの機械室との間仕切は、耐火構造の壁で区画しなければならない。

- 2 エレベーターの機械室は、他の用途に使用してはならない。
- 3 エレベーターのピットには、維持管理上有効な照明設備を設け、かつ、当該ピットの深さが1.2メートル以上の場合にはタラップを設けなければならない。
- 4 小荷物専用昇降機の機械室には、維持管理上必要な大きさの専用点検口 及び照明設備を設けなければならない。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

える場合は、道路等の境界線から2 メートル後退した自動車用の通路 の中心線において、道路等の中心線 に直角に向かって左右それぞれ60 度以上の範囲内において<u>前面の道</u> 路等の通行の見通しができる空地 又は空間を有すること。

3 略

(建築物に設ける昇降機の機械室等)

第51条の2 エレベーターの機械室には、 維持管理上有効な位置に照明設備を設 け、非常用エレベーターの機械室とその 他のエレベーターの機械室との間仕切 は、耐火構造の壁で区画しなければなら ない。

- 2 エレベーターの機械室は、他の用途に使用してはならない。
- 3 エレベーターのピットには、維持管理上有効な照明設備を設け、かつ、当該ピットの深さが1.5メートル以上の場合にはタラップを設けなければならない。
- 4 小荷物専用昇降機の機械室には、維持管理上必要な大きさの専用点検口及び照明設備又は照明用コンセント 設備を設けなければならない。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第52条 次の各号のいずれかに該当する 建築物については、第7条、第8条、第11 条、第28条、第32条、第47条及び第47条 の2第1項の規定は、適用しない。

(1) • (2) 略

2 法第86条の4各号のいずれかに該当 する建築物で、市長がその各建築物の 位置及び構造が防火上支障がないと 認めたものについて第8条第1項第2 号、第9条第1号若しくは第2号、第16 条、第17条、第20条、第24条、第26条 第2項、第31条第1項、第33条第4項、第 42条第3項、第48条又は第49条第1項の 規定を適用する場合においては、法第 2条第9号の2イに該当する建築物は耐 火建築物と、法第2条第9号の3イ又は 口のいずれかに該当する建築物は準 耐火建築物とみなす。

(建築物の主要構造部に関する制度の特例)

第54条の2 主要構造部が令第108条の3第 1項第1号又は第2号に該当する建築物 (次項に規定する建築物を除く。)に対す る第10条、第12条第2項及び第3項、第26 条第1項、第33条第2項、第34条第1項、 第52条 次の各号のいずれかに該当する 建築物については、第7条、第8条、第11 条、第12条第4項から第6項まで、第28条、 第29条、第31条第1項第4号、第32条、第 33条第1項、第3項及び第4項、第36条第1 項及び第2項、第47条並びに第47条の2の 規定は、適用しない。

(1) • (2) 略

2 法第86条の4各号のいずれかに該当 する建築物について第8条第1項第2 号、第9条第1号若しくは第2号、第16 条、第17条、第20条、第24条、第26条 第2項、第31条第1項、第33条第4項、第 42条第3項、第48条又は第49条第1項の 規定を適用する場合においては、法第 2条第9号の2イに該当する建築物は耐 火建築物と、法第2条第9号の3イ又は ロのいずれかに該当する建築物は準 耐火建築物とみなす。

(建築物の主要構造部に関する制度の特例)

第54条の2 主要構造部が令第108条の3第 1項第1号又は第2号に該当する建築物 (次項に規定する建築物を除く。)に対す る第10条、第12条第2項及び第3項、第26 条第1項、第33条第2項、第34条第1項、 第36条第3項、第37条第3項、第41条第2 項、第44条、第45条、第49条第2項並び に第51条第1号及び第2号の規定の適用 については、当該建築物の部分で主要構 造部であるものの構造は、耐火構造とみ なす。

2 主要構造部が令第108条の3第1項第1 号に該当する建築物(当該建築物の主 要構造部である床又は壁(外壁を除 く。)の開口部に設けられた防火設備 が国土交通大臣の認定を受けたもの であるものに限る。)に対する第12条 第2項、第26条第1項、第33条第2項、第 34条第1項、第36条第3項、第37条第3 項、第41条第2項、第44条、第45条、第 49条第2項並びに第51条第1号及び第2 号の規定の適用については、当該建築 物の部分で主要構造部であるものの 構造は耐火構造と、これらの防火設備 の構造は特定防火設備とみなす。 第36条第3項、第37条第3項、第41条第2項、第44条、第45条、第49条第2項並びに第51条第1号及び第2号の規定(次項において「耐火性能関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 主要構造部が令第108条の3第1項第1 号に該当する建築物(当該建築物の主 要構造部である床又は壁(外壁を除 く。)の開口部に設けられた防火設備 の性能について、防火区画検証法によ り確かめられたものであるものに限 る。)及び主要構造部が同項第2号に 該当する建築物(当該建築物の主要構 造部である床又は壁(外壁を除く。)の 開口部に設けられた防火設備の性能 について、国土交通大臣の認定を受け たものであるものに限る。)に対する 第12条第2項、第26条第1項、第33条第 2項、第34条第1項、第36条第3項、第37 条第3項、第41条第2項、第44条、第45 条、第49条第2項並びに第51条第1号及 び第2号の規定(以下この項において 「防火区画等関係規定」という。)の 適用については、当該建築物の部分で 主要構造部であるものの構造は耐火 構造と、これらの防火設備の構造は特 定防火設備とみなし、これらの建築物

旧	新
	に対する防火区画関係規定以外の耐
	火性能関係規定の適用については、こ
	れらの建築物の部分で主要構造部で
	<u>あるものの構造は、耐火構造</u> とみな
	す。
(新設)	(特殊の構造方法又は建築材料を用いる建
	築物に対する基準の適用の特例)
	第54条の6 法第38条(法第66条及び法第 67条の2において準用する場合を含む。)
	の規定により認定を受けた構造方法又は
	建築材料を用いる建築物については、第 1章及び第2章の規定は、その認定を受
	けた構造方法又は建築材料が第1章及び
	第2章の規定に適合するものと同等以上 の効力があると市長が認めて許可した場
	合においては、適用しない。